

## ●法令・マナーの遵守について

### 法令を遵守し、キャンパスマナーを守ろう！

本学は、近隣の方々からの理解と協力を得て、発展してきました。今後もしょうした関係を大切にしていかなければなりません。そのためには学生一人ひとりが法令を遵守し、マナーを守って、全員が快適に過ごせるように心掛けていくことが大切です。また、友人や同じクラブの部員など周りの学生にも注意を呼び掛けてください。

### 通学マナーを守ろう

バス乗り場および駅のホームにおける本学学生の乗車マナーに対して地域住民をはじめ、本学の学生や家族から多数の苦情が寄せられています。特に、明石駅前バス乗り場およびポートライナーにおける一部学生の割り込み乗車は、一般の方々に大変なご迷惑をお掛けしている状況です。この他にも車内で友人と大声で話したり、大きなカバンを通路に置いたままにすることもやめましょう。

自己中心的な行動は、ルールを守っている学生や一般の方々々に不快感を与えるだけでなく、時には乗客同士のトラブルに発展することもあります。自分勝手な行動は慎み、正しく整列し順番を守って乗車してください。

普段から余裕をもって家を出るようにし、駆け込み乗車はしないようにするとともにお年寄りや身体の不自由な方々には座席を譲るよう心掛けてください。さらに混雑した電車やバスの車内では、付近に心臓ペースメーカーなどを装着している方がいる可能性があります。電波により心臓ペースメーカーの作動に影響を与える場合がありますので、スマホ・携帯電話の電源を切ってください。

また、ポートライナー「みなとじま（キャンパス前）駅」とKPC1・2との間にある横断歩道を赤信号を無視して、危険な横断をしている学生の姿が多数、目撃されています。信号無視による横断は、大変危険ですので、絶対にやめてください。通学には信号の影響がなく、安全に通行できる歩道橋を利用しましょう。

## ●通学について

本学は通学について次のとおりとしています。

- ①通学はできる限り、電車、バスなどの公共交通機関の利用および徒歩とする（自動車通学を認められた者でも渋滞による遅刻・欠席は認められない）。
- ②やむを得ず自転車・単車を利用する者は交通安全と法規の遵守を徹底し、それぞれの指定された専用駐輪場を利用し、盗難防止に努めること。  
※長期にわたり、放置している単車・自転車については、廃棄しますので注意してください。

自動車・単車による交通事故はすぐにケガや死亡につながる確率が高いため、運転する場合には常に交通安全に心がけ、マナーやルールを守って運転するよう十分に注意してください。

### 自動車通学の禁止

本学では1994年に自動車通学取扱要項が制定され、学生の自動車通学は全面禁止しています。ただし、有瀬キャンパスのみ自動車通学取扱要項に基づき、許可を受けた者に限り、「駐車場の利用許可」を行っています。自動車通学取扱要項については学内情報サービスに掲載している規則集をご覧ください。怪我、障がいにより、公共の交通機関で通学できない場合は、学生支援センターへ相談して下さい。

KACの駐車場利用許可に関する手続きは、第1次募集は11月頃に申請受付を行い、1月下旬に審査・許可者発表、第2次募集は4月初め申請受付を行い、4月下旬に審査許可者発表という予定になっています。申請希望者は必ず指定の期間内に手続きをしてください。日程については、学生支援センター(KAC) 掲示板で確認してください。

### 単車通学の禁止〔KPC1・2〕

※KPC1・2内に自転車以外の駐輪場は一切ありません

KPC1・2に乗り入れるためには、トレーラー等の大型貨物自動車が高速度で多数往来する中で、4車線の車線変更を行わなければならない、交通事故の発生する危険性が大変高いと思われます。その現状を踏まえ、KPC1設置の際に大学関係者と学生団体協議会のメンバーとで現地視察を行い、学内会議で慎重に検討した結果、**原付も含めて単車通学については全面禁止**することが決定されました。

### 単車通学の自粛〔KAC〕

学生の交通事故防止および大学近隣での迷惑・不法駐車防止のため、自動車通学は原則禁止とし、単車については自粛を呼びかけています。

## ●迷惑・不法駐車に対する取り扱いについて

駐車場利用許可者以外の自動車通学および大学近隣地域の自転車、単車の迷惑・不法駐車があつてを絶ちません。特に大学周辺の店舗・マンションやボートライナー「みなとじま（キャンパス前）駅」周辺への駐車や路上駐車に対して、地域住民から苦情が寄せられています。友人・知人を訪ねてきた場合の駐車・駐輪であっても管理人・家主の許可がない場合は同様に迷惑・不法駐車として扱います（許可を得ている場合はその旨を明示しておいてください）。

迷惑・不法駐車に対しては「**戒告・停学・退学**」等の**厳しい処分**を行っていますので、決して迷惑・不法駐車をすることのないよう指定された駐車場・駐輪場を利用してください。なお、**駐車場・駐輪場での盗難や事故について、大学は一切責任を負いません**。自己管理のもと、盗難・事故防止を心がけてください。**一度処分を受けた者が、再度同じ行為をした場合、さらに厳しい処分が課されます**。取り扱いの詳細については下記の「迷惑・不法駐車に対する処分の範囲」と次頁の「迷惑・不法駐車違反者に対する取扱」のとおりです。

### 迷惑・不法駐車に対する処分の範囲

1. 戒告 学生支援センター所長による戒告処分（次頁、取り扱い図を参照）
  - (1) 大学近隣に迷惑・不法駐車をした者及び地域から苦情があつた者。
  - (2) 大学駐車場へ無断駐車した者(KPC1・2単車原付の無断駐輪含む)。
2. 停学・退学 賞罰委員会による処分
  - (1) 戒告処分(学生支援センター所長戒告)を受けた者。
  - (2) 学生支援センター所長が、次の理由により戒告では軽すぎると判断した者。
    - ・態度が極端に横暴で改悛の情がない者。
    - ・暴力（傷害）事件などに発展した場合。
3. 施行日  
2025年 4月 1日から施行する。

### 迷惑・不法駐車違反者に対する取扱

①大学近隣に迷惑・不法駐車を行った者および地域から苦情があつた者  
大学駐車場への無断駐車(KPC1・2単車および原付の無断駐輪含む)※

②嚴重注意処分(反省文提出)

③再び①を行った者

④戒告処分

※大学近隣に迷惑・不法駐車を行い、貼紙などにより学生支援センターへの出頭指示があつたにもかかわらず、出頭しなかつた者は、より厳しい処分が科されることがあります。

- (1) 嚴重注意処分の手続き  
反省文提出（誓約書含む）
- (2) 嚴重注意処分を受けたにも関わらず、再び、迷惑不法駐車した者は戒告処分とする。
- (3) 戒告処分の手続き
  - ①保証人への通知
  - ②学長・所属学部長・学生支援センター所長・教務センター所長・賞罰委員(賞罰委員会へ諮った場合のみ)・学生委員・指導教員への通知
- (4) 戒告処分を受けたにも関わらず、再び、迷惑不法駐車した者は停学又は退学を賞罰委員会へ諮る。